

# 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## 生活保護法改正2018

### 「後発医薬品使用の原則化」

— 社援発0928第4号,5号,6号,8号（2018年9月28日）から —  
（厚生労働省 社会・援護局の通知）

日医工医薬経営研究所（日医工MPI）

（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217号 菊地祐男

日医工MPIでは、直接のお問い合わせはお受けしていません。ご質問等は日医工MRにお尋ねください

資料No.20181005-513



本資料は厚労省通知を元に編集したものです。通知原本の確認をお勧めします。また実際の対応については職能団体（医師会、薬剤師会等）からの指示等を優先してください。

日医工株式会社

# 生活保護の医療扶助における後発医薬品の原則使用 (MPIの見解)

生活保護法等の法改正により、生活保護対象者に対する後発医薬品使用の原則化が2018年10月1日施行となりました。その施行直前の9月28日付けで厚生労働省社会・援護局から4本の通知が新たに発出され、後発医薬品原則使用の運用についての方針も明らかになってきました。

医療機関や保険薬局等での具体的な対応については、自治体及び職能団体（医師会、薬剤師会等）からも示され、また説明会等の実施も予想されるため、実際の対応については自治体又は職能団体にご確認ください。

## 9月28日付けの厚生労働省社会・援護局通知4本を踏まえたMPI見解

- 処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、指定医療機関又は指定薬局は、後発医薬品を調剤する。 [5号通知の(2)のアの(ア)]
  - 先発医薬品を使用できる場合（例外）
    - ・医療機関に在庫がない場合 [4号通知の(問31)の答え]
    - ・後発品が先発品よりも高価（同額以上）な場合 [4号通知の(問31)の答え]
    - ・疑義照会により、先発医薬品を調剤することとなった場合 [4号通知の(問31)の答え]
    - ・処方医不在等で疑義照会等が行えない場合 [5号通知の(2)のアの(ウ)]
  - どうしても先発医薬品の使用を希望する被保護者に対しては、処方医との再相談や同行受診等を行い、それでも先発医薬品を処方する理由が無い場合は後発医薬品を調剤し、その際は指導指示の必要はない。  
[4号通知の(問33、問34)]
- ただし、福祉事務所において説明し理解を求めていく [5号通知の(2)のイ]

# 社援発0928の4通知

8号

指定医療機関医療担当規程の一部改正について（局長通知）  
〔自治体 首長宛て〕

社援発 0 9 2 8 第 8 号  
平成 3 0 年 9 月 2 8 日

4号

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部  
改正について（課長通知）〔自治体 民生主管部宛て〕

社援保発 0928 第 4 号  
平成 30 年 9 月 28 日

5号

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について  
（局長通知）〔自治体 首長宛て〕

社 援 発 0 9 2 8 第 5 号  
平 成 3 0 年 9 月 2 8 日

6号

生活保護の医療扶助における後発医薬品使用促進について（課長通知）  
〔自治体 民生主管部宛て〕

社援保発 0928 第 6 号  
平成 30 年 9 月 28 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（ 公 印 省 略 ）

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について

（昭  
ろで  
部を  
おり  
に遺

て  
る  
関  
の

8号

## 指定医療機関医療担当規程の一部改正について (社援発0928第8号)

自治体 首長宛て

今般、指定医療機関医療担当規程（昭和25年厚生省告示第222号）の一部を別添のとおり改正し、平成30年10月1日から適用することとしたので、下記の取扱いに留意していただき、了知の上、管内指定医療機関等関係機関に対し、周知徹底を図りたい。

指定医療機関医療担当規程  
「後発医薬品」

次ページ参照

記

4号、5号、6号

1 **第6条の改正は後発医薬品の原則化に伴うものであるが、具体的な取扱いについては、別添通知を参照すること。**

指定医療機関医療担当規程  
「証明書等の交付」

次ページ参照

2 **第7条第2項の新設により、患者から求めがない場合でも明細書の無償交付に係る義務を設けたところである。具体的な取扱いについては、別添「医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成30年3月5日保発0305第2号厚生労働省保険局長通知）（以下「保険局長通知」という。）の3から12の内容を参照すること。**

ただし、

- (1) 領収証の発行は生活保護の被保護者に対しては義務とされていないこと、
- (2) 他の公費負担医療制度により保険局長通知別紙様式7、別紙様式8及び別紙様式9を参考として院内掲示等をしている場合は、改めて掲示し直す必要はないこと、
- (3) 「正当な理由」があることにより、患者から明細書の発行を求められなければ明細書を交付しなくてもよいこととされている診療所は、保険局長通知に基づき地方厚生（支）局長に既に届出を行っているので、今回改めて届出を行う必要はないことに留意すること。

8号

MPIで画像処理

## 指定医療機関医療担当規程の一部改正について (社援発0928第8号)

赤字が改正後、青字が改正前

医師等

(後発医薬品) **医師等**  
 第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師 **(以下「医師等」という。)** ~~(指定医療機関である医師又は歯科医師を含む。)~~は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる場合と認められた場合には、**原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。**~~可能な限り患者にその使用を促すよう努めなければならない。~~

2 (略)

薬局薬剤師

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した**医師等**が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、**原則として、後発医薬品を調剤するものとする。**~~よう努めなければならない。~~

(証明書等の交付)

第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。  
**2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。(新設)**

新設 (第7条第2項)

(準用)

第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで、**第七条第一項及び第八条及び第七条**から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

○厚生労働省告示第三百四十四号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日から適用する。ただし、指定医療機関である診療所において、明細書を常に交付することが困難である場合は、この告示による改正後の指定医療機関医療担当規程**第七条第二項の規定にかかわらず、**当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することにより足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。

平成三十年九月二十八日

6号

# 生活保護の医療扶助における後発医薬品使用促進について (社援発0928第6号)

自治体 民生主管部宛て

後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品である。

後発医薬品は、一般的に開発費用が安く抑えられていることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点等から後発医薬品の使用促進を行っている。生活保護の医療扶助においても、従来から、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、後発医薬品の使用促進に努めてきたところであるが、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）の一部が平成30年10月1日から施行され、後発医薬品の使用が原則化されることとなる。

これに伴い、医療扶助における後発医薬品の使用に係る運用方法については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知）を改正し、お示したところであるが、引き続き、後発医薬品の使用促進を図る必要があることから、下記の取組について、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底を図りたい。

P7~p11

なお、本通知の施行をもって、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）については廃止する。

# 6号 生活保護の医療扶助における後発医薬品使用促進について (社援発0928第6号)

## 記

### 1 後発医薬品の使用促進について

#### (1) 国全体の取組

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の使用促進に取り組んでいる。

さらに、累次の診療報酬改定において、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を行っているところである。

#### (2) 今般の法改正について

行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護制度においては、平成25年の法改正により、医療機関等の関係者が生活保護受給者に対し、後発医薬品の使用を促すことを法律上明確化したこと等により、着実に使用促進を進めてきた。

しかしながら、後発医薬品の使用をさらに促進するため、今般、改正法により、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合に、後発医薬品の使用を原則とすることとした。これにより、患者の希望のみを理由として先発医薬品が使用されることはなくなるため、先発医薬品の使用を希望する者に対し、先発医薬品を一旦調剤した上で、福祉事務所から服薬指導を含む健康管理指導の対象とすることにより後発医薬品の使用を促進するという、従来の取組は不要となる。ただし、医療機関や薬局に対し、在庫の確保などの後発医薬品使用促進の要請を行うことや、被保護者に対し制度について説明し、周知徹底を図ること等、後発医薬品の使用促進の取組は引き続き必要である。

#### (3) 経済・財政再生計画改革工程表の策定について

なお、政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針2015）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、主要歳出分野ごとにKPIを設定した改革工程表を平成27年12月に策定し、平成29年12月には当該工程表を改訂したところである。

後発医薬品については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太の方針2017）において、2020年（平成32年）9月までに、医療全体での後発医薬品の使用割合を80%とする目標を掲げており、これを踏まえ、改革工程表においては、生活保護における後発医薬品の使用割合について、2018年度（平成30年度）までに80%とする目標を設定したところである。

# 6号 生活保護の医療扶助における後発医薬品使用促進について (社援発0928第6号)

## 2 生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、リーフレットの送付や、家庭訪問の際に改めて説明する等により、後発医薬品は先発医薬品と同じ成分を同じ量含む医薬品であり、品質及び有効性、安全性が同等であることを厳正に審査したものであることや、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなったことについて周知徹底を図ること。

なお、周知に当たっては、現に医療扶助が適用されているか否かにかかわらず広く行うこと。

## 3 指定医療機関及び指定薬局に対する取組

### (1) 基本的な考え方

ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であり、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる。

イ 生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を使用することとする（(2)のイの場合を除く。）。

例外

次ページ：「3の(2) 指定薬局に対する取組のイ」

## 6号 生活保護の医療扶助における後発医薬品使用促進について (社援発0928第6号)

### 薬局

#### (2) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局(以下「指定薬局」という。)に対して、リーフレットの送付や、訪問して説明する等により、本取扱い及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんが発行された生活保護受給者に対して、後発医薬品を調剤することとする(イの場合を除く。)

イ ただし、一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんが発行された生活保護受給者に対して、その時点で後発医薬品の在庫がない場合や、薬剤師による処方医への疑義照会により、先発医薬品を調剤することとなった場合等はこの限りでないこと。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努めるものとする。

こうした場合には、指定薬局は別添1の様式を参考に、先発医薬品を調剤した事情等を記録すること。

「後発品が先発品よりも高価な場合」  
4号通知(問31)に記載(p12)

ウ 指定薬局は、上記イで記録した先発医薬品を調剤した事情等について、定期的に福祉事務所へ送付すること。なお、平成26年度診療報酬改定により、一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由について、「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品なし」又は「その他」から最も当てはまる理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載することとされていることから、福祉事務所においてこれを確認し、先発医薬品を調剤した事情等について把握することは差し支えなく、当該情報については、生活保護等版電子レセプト管理システムによる把握が可能であるので、使用促進の取組に積極的に活用すること。

この場合、指定薬局による別添1の福祉事務所への送付は必要ないこと。

なお、薬剤師法(昭和35年法律第146号)第24条に基づく疑義照会の結果、先発医薬品が調剤された場合は、上記の「その他」に分類される点に留意されたい。

## 6号 生活保護の医療扶助における後発医薬品使用促進について (社援発0928第6号)

### (3) 指定医療機関に対する取組 **病院、診療所**

生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)の指定を受けている病院、診療所(以下「指定医療機関」という。)に対して、リーフレットの送付や、訪問して説明する等により、本取扱いについて理解を求めるとともに、福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

なお、従来から、院内処方における後発医薬品の数量シェアが別に定める割合に満たない指定医療機関に対して、一般指導や個別訪問等により、その使用促進の要請を実施することとしていたが、これについても引き続き実施すること。

### (4) 後発医薬品使用促進計画の策定 **自治体**

後発医薬品の使用割合が一定以下である都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)においては、取組を計画的に進めるため、別添2の様式例を参考として、後発医薬品の使用促進が低調である原因の分析や、対応方針の検討を行い、後発医薬品使用促進計画の策定を行うこと。

ア 原因分析については、3の(2)のウに定める先発医薬品を調剤した事情を活用する等、実態把握を行った上で対応すること。

イ 対応方針については、関係機関への説明方法を明記するとともに、都道府県の本庁(以下「都道府県本庁」という。)において、管内自治体(指定都市及び中核市を除く。)の策定した後発医薬品使用促進計画を確認し、必要に応じて助言を行うこと。

ウ 後発医薬品使用促進計画については、定期的に取り組の結果を確認し、適宜計画の見直しを行うこと。

エ 後発医薬品の使用促進について、都道府県等の取組状況を踏まえ、一定の基準を満たす都道府県等に対しては、医療扶助適正化等事業の補助に際し取組の評価を行うものであること。

オ 後発医薬品使用促進計画の策定を行うものとする後発医薬品の使用割合の水準、自治体ごとの使用割合及びエに定める評価の基準については、別に定めるとともに、自治体における後発医薬品の使用促進に係る取組事例について情報提供を行うので、参考とされたい。

カ 計画については、毎年度見直すこととし、直近の使用割合をもとに、取組とその効果の状況を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

キ 計画の進捗状況の把握については、生活保護等版電子レセプト管理システムを活用して、任意の月の使用割合を算出することが可能であるので、取組に関する進捗状況の管理に活用すること。

ク 毎年度の計画については、各年度4月末までに策定するとともに、策定後、各自治体において適宜公表すること。

ケ 都道府県本庁は管内自治体の策定状況について、別紙により毎年5月末までに厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。

# 6号 生活保護の医療扶助における後発医薬品使用促進について (社援発0928第6号)

## 4 留意事項

医師会、薬剤師会等

- (1) 都道府県等本庁は、本取組について、**地域の職能団体**に対し、説明を行い、協力を依頼すること。また、その際、要請の計画について予め協議することが望ましい。なお、管内自治体(指定都市及び中核市を除く。)については、必要に応じて都道府県等本庁と連携すること。
- (2) 国全体での後発医薬品の使用促進においては、各都道府県で後発医薬品安心使用促進協議会(以下「都道府県協議会」という。)が設置されており、指定医療機関及び指定薬局や職能団体への説明については、都道府県協議会の場の活用が可能であること。
- (3) 生活保護適正実施推進事業にかかる国庫補助金では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を配置できるようにしているところであり、また、平成25年度より、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしていること。
- (4) **後発医薬品は、医師又歯科が医学的知見に基づき使用可能と認めた場合に使用されるものであり、被保護者同意の有無により処方の変更されるものではないため、法第27条に基づく指導指示の対象とはなり得ないこと。**

先発医薬品を一旦調剤した上で、福祉事務所から服薬指導を含む健康管理指導の対象とすることにより後発医薬品の使用を促進するという取組 [6号通知の1の(2)] (p7)

### 【生活保護法】抜粋

(指導及び指示)

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

# 「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部改正について

## 4号 (社援発0928第4号)

自治体 民生主管部宛て

今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の施行に伴い、「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日付け社保発87号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成30年10月1日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

新設

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」  
（昭和48年5月1日付け社援保発第87号厚生省社会局保護課長通知）改正  
- 1～18（略） -

### 19 後発医薬品の給付について

**（問31）** 医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が一般名処方をしているにもかかわらず、先発医薬品が給付された場合、法第50条第2項に基づく指定医療機関（指定薬局も含む）に対する指導の対象としてよろしいか。また、この際の診療報酬についてはどのように取り扱えばよろしいか。

一般名処方による  
先発品調剤の場合

**（答）** 設問の場合であっても、後発医薬品の在庫がない場合や後発医薬品が先発医薬品より高額である場合、薬剤師による疑義照会の結果、先発医薬品を給付することが適当であるとして、先発医薬品を給付している場合が考えられるため、ただちに同指導の対象としてはならない。対象となるかの判断に当たっては、調剤録等の閲覧による薬剤師の疑義照会の状況確認や後発医薬品の在庫の状況確認を適切に行うこと。その確認の結果、不適切な調剤があったことが確認された場合は、同指導の対象として差し支えなく、当該指定医療機関から診療報酬を返納させること。

**（問32）** 処方医が一般名処方又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を可とする処方を行ったが、薬剤師による疑義照会を受けた結果、先発医薬品の使用が必要であると判断した場合、どのように取り扱うよう指導すればよろしいか。

疑義照会の結果  
先発品を処方

**（答）** 疑義照会の結果に基づき、先発医薬品が調剤されることとなるため、指定医療機関である病院又は診療所においては当該内容を適切に診療録に反映するよう指導すること。なお、この場合、処方医は改めて処方箋を交付する必要はない。また、指定薬局においては、先発医薬品の調剤に至った事情（疑義照会の内容及びその結果調剤した先発医薬品の情報）を処方箋及び調剤録（薬剤師法第28条ただし書きの場合を除く。）に記入しなければならない。

## 「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部改正について

## (社援発0928第4号)

4号

福祉事務所における取組 p14

**(問33)** 医療扶助運営要領第5の(2)のイに基づき、先発医薬品への処方の変更を希望する患者に対して福祉事務所が説明した後も、なお当該処方の変更を求める患者がいた場合、どのように取り扱うべきか。

(答) 処方医との再相談や同行受診等の対応を行い、その結果に応じ適切な対応を行うこと。

先発品を希望する患者の対応 (福祉事務所)

**(問34)** 後発医薬品の使用について十分説明しているにも関わらず、同意しない被保護者について、法第27条に基づく指導指示の対象としてよろしいか。

(答) 法第34条第3項により、指定医療機関である病院・診療所及び薬局において、医師による医学的知見に基づき後発医薬品の使用が可能と認められる場合には、原則として後発医薬品が給付されるものであり、患者の同意の有無により処方の変更されるものではないことから、設問の場合において、被保護者に対して法第27条に基づく指導指示を行う必要はない。

後発品への処方の変更に同意しない場合の対応

**(問35)** 被保護者である患者本人が先発医薬品の薬剤費(10割相当分)を負担すると申し出た場合、これを認めることは可能か。

(答) 医療扶助においては、一連の診療行為(療養の給付)が対象となっており、診察、処方、調剤等を別々に給付することは予定していない。したがって、診察及び処方が医療扶助によって給付されている場合、調剤のみを切り離して自己負担とすることは、認められない。

先発品の薬剤費を負担した場合の先発品処方

後発品を使用できない事情 p14

**(問36)** 医療扶助運営要領第5の(2)のアの(ウ)に基づき、処方医に連絡が取れず、福祉事務所に確認する必要がある場合の具体的な取扱い如何。

(答) 設問の場合、福祉事務所において、処方医が休診である等、医師と連絡が取れない事情を確認した上で、先発医薬品の給付を行うこと。また、初回調剤時に、夜間や休日等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤しても差し支えない。なお、これらの対応を行った場合は、速やかに(遅くとも次回受診時まで)薬剤師から処方医に、処方の内容について確認すること。なお、これらの確認作業について、様式等は示さないので、電話等で適宜実施していただいで構わない。

処方医に連絡が取れず、福祉事務所に確認する必要がある場合

5号

## 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について (社援発0928第5号)

新設

### (2) 後発医薬品の給付

#### ア 指定医療機関及び指定薬局における取組

医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めるときは、次のとおりの取扱いにより、後発医薬品を調剤するよう、指定医療機関及び指定薬局に対して周知徹底を図ること（後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合を除く。）。また、被保護者に対しても、本取扱いについて周知徹底を図ること。

(ア) 処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、指定医療機関又は指定薬局は、後発医薬品を調剤すること。このため、**先発医薬品の調剤が必要である場合は、処方医が必ず当該先発医薬品の銘柄名処方をする必要があること。**

問36

(イ) ただし、後発医薬品の在庫がない場合は、先発医薬品を調剤することが可能であること。

(ウ) **後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められるときは、薬剤師が処方医に疑義照会を行い、当該処方医において医学的知見に基づき先発医薬品が必要と判断すれば、先発医薬品を調剤することができるものであること。**

ただし、処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合には、指定薬局から福祉事務所に確認の上、先発医薬品を調剤することができるが、速やかに（遅くとも次回受診時まで）薬剤師から処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認すべきものであること。

#### イ 福祉事務所における取組

上記アの(ア)の場合又は(ウ)の処方医への確認後、再度医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められた場合において、指定医療機関又は指定薬局における説明を受けても、**なお先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、福祉事務所において制度について説明し、理解を求めること。**

問33

# 参考webサイト

東京都福祉保健局  
Bureau of Social Welfare and Public Health

生活保護

生活保護制度とは  
生活保護制度の見直しで国へ要請  
生活保護法による医療扶助・介護扶助  
指定医療機関・指定薬局  
(生活保護法・中国残留邦人等支援法)  
指定介護機関 (生活保護法・中国残留邦人等支援法)  
生活保護法改正による後発医薬品の使用原則化について  
(生活保護法指定医療機関・指定薬局の皆様へ)  
生活保護法の医療扶助における後発医薬品使用促進計画の公表について  
指定医療機関・指定薬局  
に係る行政処分について  
無料低額診療事業・無料低額介護老人保健施設利用事業  
八王子市の中核市移行による指定医療機関・指定介護機関に関わる事務等について  
「生活扶助基準等」の見直しについて (平成27年7月1日から)

1 生活保護法改正による後発医薬品の使用原則化 (平成30年10月1日施行)

生活保護法 (昭和25年法律第144号) の改正により、平成30年10月1日から、被保護者である患者の方について、医師又は歯科医師が医学的知見に基づいて後発医薬品を使用することができることと認められた場合は、原則として、後発医薬品が供給されることになりました (生活保護法第34条第3項)。

上記改正を受け、「指定医療機関医療担当規程 (昭和25年厚生省告示第222号)」が改正されたほか、具体的な取扱いについて、「生活保護法による医療扶助運営要領について」 (昭和36年9月30日付社保発第727号厚生省社会局長通知) 等の改正により規定されました。

各指定医療機関・指定薬局の皆様におかれましては、以下厚生労働省の通知に示された取扱いに基づき、後発医薬品の使用原則化に御協力くださいますようお願いいたします。

- 「指定医療機関医療担当規程の一部改正について (通知)」 (平成30年9月28日付社保発0928第8号 厚生労働省社会・援護局長通知) (PDF: 1,938KB)
- 「『生活保護法による医療扶助運営要領について』の一部改正について (通知)」 (平成30年9月28日付社保発0928第5号 厚生労働省社会・援護局長通知) (PDF: 640KB)
- 「『生活保護法による医療扶助要領に関する疑義について』の一部改正について (通知)」 (平成30年9月28日付社保発0928第4号 厚生労働省社会・援護局長通知) (PDF: 196KB)
- 「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」 (平成30年9月28日付社保発0928第6号 厚生労働省社会・援護局長通知) (PDF: 235KB)

2 都内指定医療機関・薬局の皆様へ

具体的な実施方法等については、以下のリーフレットを御確認ください。

(1) 都内指定医療機関 (病院・診療所) の皆様へ

- リーフレット: 指定医療機関 (病院・診療所) の皆様へ (PDF: 995KB)

(2) 都内指定薬局の皆様へ

- リーフレット: 指定薬局の皆様へ (PDF: 1,039KB)

※リーフレット内2又は3の事由により先発医薬品を調剤した場合における、福祉事務所への情報提供に係る具体的な取扱いについては、詳細が定まり次第、改めて本ページ等でお知らせいたします。

留意事項

本取組の実施に当たっては、生活保護受給者の方のプライバシーの確保等に御配慮くださいますようお願いいたします。

3 (参考) 生活保護受給者の方への周知

東京都福祉保健局のホームページ  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seika\\_tsu/hogo/seiho-kouhatuiyakuhin.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seika_tsu/hogo/seiho-kouhatuiyakuhin.html)

通知本文の他、医療機関向け、薬局向け、患者向け等のリーフレットが掲載されています。  
 他の自治体のホームページでも情報が掲載されているので、該当の自治体でもご確認ください。

せいがかつ ほご じゅつじょう かた し  
**生活保護を受給されている方へお知らせ**

こうはついやくひん しょう げんぞく  
**後発医薬品の使用が原則になります**

こうはついやくひん じえ ねり っくい やくひん せんぼついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふく くすり  
 ○後発医薬品 (ジェネリック医薬品) は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、せんぼついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう げんせい しんさ  
 先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。  
 こうはついやくひん ふきゆう くにぜんたい とく  
 ○後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

ねん がつ にち せいがかつ ほご じゅつじょう かた  
**2018年10月1日から、生活保護を受給されている方について、**

いし しん せいかいしん こうはついやくひん しょう かろう ほんだん  
**医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断され**

ほあい げんぞく こうはついやくひん ちょうざい  
**た場合は、原則として後発医薬品が調剤されることになります**